

# 南信州軟式野球連盟(MSBL)規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、南信州軟式野球連盟(MSBL)と称する。

(事務局)

第2条 本連盟の事務を処理するため事務局を置く。

(目的)

第3条 本連盟は飯伊地域の企業に在籍する者が野球を通じて健全な精神と身体を育み、広くコミュニケーションを図ることによって若者が定住する活力ある地域づくりへの貢献と産業経済の発展に寄与することを目的とする。

(構成)

第4条 本連盟の目的及び事業に賛同する者をもって構成する。

本連盟への加盟は原則として飯田下伊那地域内の企業をもって組織し、軟式野球連盟との重複加盟はできない。会員チームは、監督・主将を含め、選手登録をしなければならない。登録は会社に就労する者を基本とし監督選手あわせ12名以上で構成する。

(事業)

第5条 本連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1)軟式野球大会(リーグ戦)の開催。
- 2)地域交流及び軟式野球を通じた行事への参加。
- 3)その他目的を達成するのに必要な事業。
- 4)事業年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

## 第2章 会員

(加盟)

第6条 連盟への加盟を希望するチームは、理事会の承認を得て正式加盟となる。

連盟は申込みを受理した後、所定の手続きを行い、登録手続きの完了とともに加盟資格を与える。会員はその登録事項に変更が生じたときは、連盟にその旨を届けなければならない。会員の登録は毎年3月末日までに更新する。

(脱会)

第7条 会員は、次の事項の一つに該当するときは、その資格を喪失する。

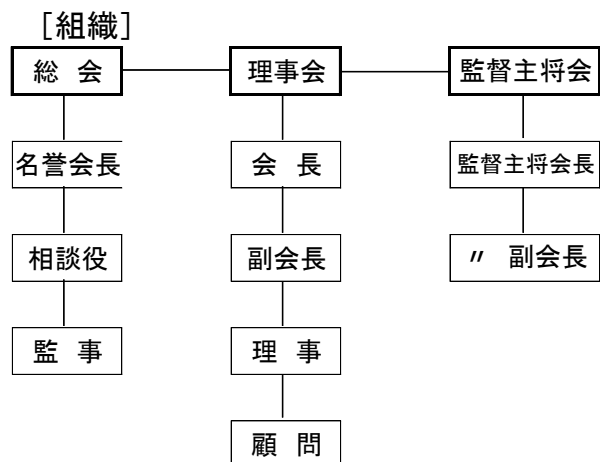
- 1)連盟の規約に違反して、理事会にて不的確と認められたとき。
- 2)自ら、脱退の意志を表明したとき。

## 第3章 役員

(役員)

第8条 本連盟に、つぎの役員を置く。

会長 1名  
副会長 2名  
理事 各チーム代表者  
監事 1名  
監督主将会長(選手会) 1名  
同 副会長 2名(うち会計1名、運営1名)  
事務局 監督主将会長(選手会)チームより選出



(任 務)

第9条

役員の仕事は次のとおりとする。

- 1)会長は本連盟を代表し統括する。総会および理事会を招集する。
- 2)副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときは職務を代行するとともに事務局及び会計を兼務する。
- 3)理事は会員企業の代表者において構成し、連盟の運営にあたる。
- 4)監督主将(選手会)会長は試合日程策定等、試合の運営を統括する。
- 5)同副会長は会長を補佐するとともに監督主将会の会計を兼務する。
- 6)監事は会計を監査し、総会で監査報告を行う。

(役員を選出)

第10条

役員は総会において選出する。

但し、監督主将(選手会)会長及び同副会長は監督主将会で選出する。

(任 期)

第11条

役員の仕事は1年とし、4月1日から3月31日までとする。

但し、再任は妨げない。

(名誉会長、顧問、相談役)

第12条

連盟に名誉会長、顧問、相談役をおくことができる。

名誉会長、顧問及び相談役は総会の承認を得て会長が委嘱する。

名誉会長、顧問及び相談役は加盟企業以外のものも妨げない。

## 第4章 機 関

(機 関)

第13条

本連盟に次の機関をおく。

- 1)総会
- 2)理事会
- 3)監督主将会(選手会)

(総 会)

第14条

総会は本連盟の最高決議機関で会員会社の代表者1名(正副会長、理事、監事)と会員会社2名(監督、主将、部長等)、名誉会長、相談役、顧問をもって構成する。

- 1)定期総会は毎年1回開催する。
- 2)総会は次の事項を審議し決定する。
- 3)総会の成立は1/2以上の出席とし正当な委任状による代理権の公使は妨げない。
- 4)議案は出席会員の過半数の同意をもって決定する。
- 5)総会の議長は会長があたる。

(総会の機能)

第15条

総会は次の事項を審議し、決定する。

- 1)規約の変更
- 2)事業の計画及び報告
- 3)収支予算及び収支決算
- 4)役員を選出
- 5)その他本連盟の運営に関する事項

(理事会)

第16条

理事会は正副会長、理事、顧問、監督主将会正副会長をもって構成する。

定時の理事会は定期総会に先立ち開催するものとし、必要あるときは随時会長が召集する。

理事会の成立は1/2以上の出席をもって成立する。

議案は出席会員の過半数の同意をもって決定する。

理事会の議長は会長があたる。

(理事会の機能)

- 第17条 理事会は次の事項を審議し執行する。
- 1)規約の改定案を作成
  - 2)総会に提起する事項
  - 3)総会で決議された事項の執行
  - 4)加盟希望会員の審査と脱会の審議決定
  - 5)役員を選出案
  - 6)その他本連盟の運営に関する事項

(監督・主将会)

- 第18条 監督主将会は各チームの監督、主将をもって構成する。  
必要あるときは随時、監督主将会長が召集する。  
本連盟の試合日程及び試合等実務運営は監督主将会で決定する。

(監督・主将会の機能)

- 第19条 監督主将会は次の事項を行う。
- 1)試合日程の立案と試合の運営
  - 2)備品の調達
  - 3)グラウンド手配
  - 4)その他必要事項

## 第5章 会計

(収入)

- 第20条 本連盟の会計は、次の収入をもってこれに充てる。
- 1)会費、入会金
  - 2)寄附金
  - 3)その他の収入
- 会計年度の終わりに、余剰金があるときは翌年度に繰越す。

(会費)

- 第21条 会費及び入会金は別に定める。

(会計年度)

- 第22条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

(会計監査)

- 第23条 決算及び会計報告は監事の監査を受け、総会で報告する。

## 第6章 保険加入

(保険加入)

- 第24条 スポーツ障害保険の加入は各チームの責任において加入する。

制 定	2010年8月8日
施 行	2010年8月9日
改 訂	2015年3月18日
	2024年3月22日

## 南信州軟式野球連盟(MSBL) 競技規約

- 第1条 この競技規約は、原則として全日本軟式野球連盟公認野球規則に準じる。  
ただし、使用する球場、グラウンドにより特別規則を定める。
- 第2条 仕様球は、公認M号を使用する。
- 第3条 試合時間は、1時間30分または7回戦とし、80分を過ぎて新しいイニングに入らない。  
1時間30分を超えて同点の場合は、引き分けとする。(リーグ戦の場合)  
コールドゲームはなしとする。  
決勝トーナメントで7回が同点の場合は、延長戦9回までとし以降特別ルールにて  
勝敗を決める。  
特別ルール(サドンデス方式)  
継続打順として、前回の最終打者を1塁走者とし2塁・3塁の走者は順次前の打者として、  
1死満塁の状態、1イニングを行い得点の多いチームを勝ちとする。
- 第4条 各チームは、試合開始15分前には、メンバー表を提出し、審判の指示に従うこと。  
なお、試合開始が早くなる場合があるため、前試合の進行状況をよく把握すること。  
メンバー表は4部作成する。  
試合予定時間に試合のできる状態でないチームは、棄権とし不戦負とする。
- 第5条 雨天中止は、当日7:00までに運営委員長が決定し連絡網で通知する。  
現地にて試合が不能と判断される場合は、審判と監督にて協議判断し決定する。  
試合が不能と判断した場合、当該試合の主審は運営委員長に連絡し運営委員長は連絡網で連絡する。
- 第6条 試合中に、雨等にて試合を中断せざるをえない場合は、4回終了以上で成立とする。  
4回未满是再試合とする。決定は両チームの監督と審判で判断する。  
ただし、チームの理由で試合を中断する場合は、4回未满是不戦扱いとする。  
試合の中止は、当該試合の主審が運営委員長に連絡し運営委員長は連絡網で通知する。
- 第7条 抗議は、監督または監督代行者、及び当該プレーヤーのみできる。
- 第8条 服装は運動のできる支度とし、ハーフパンツは禁止とする。  
主審がふさわしくないと判断した場合は、着替えもしくは選手交代の指示をする。
- 第9条 極力ポイントスパイクを着用する。金属スパイクは禁止とする。
- 第10条 捕手は、ヘルメット、マスクを着用する。プロテクター、レガースは極力着用する。
- 第11条 打者、走者はヘルメット着用し、以外の時は帽子を着用する。
- 第12条 ファールボールは攻撃側のチームが処理すること。

- 第13条 試合中の事故については、各チームにて対応すること。保険等の加入をすること。  
連盟事務局では事故の責任は負わない。
- 第14条 グラウンドローカルルールは、試合前に両チームで確認をする。
- グラウンド整備、片付け  
第1試合より数名と審判が共同で準備する  
第2試合以降は、前後の試合チームが共同で整備し、第3試合チームは片付けも行う。
- 第15条 各リーグ戦の順位について  
各リーグ戦の順位は、勝点ポイントで決める。  
勝点は、各試合毎 勝チーム3点、引き分け2点、負けチーム1点を与える。  
勝点が同点の場合は、得失点差の高低で順位を決める。
- 第16条 延期試合について  
延期試合は雨天延期のみとする 試合棄権は2日前に対戦チームと審判、事務局に連絡する  
棄権試合による他試合の繰り上げは原則行わないが、監督間で調整がつけば実施可とする。  
不戦勝チームの勝点は3点、不戦負チームの勝点は0点とし、得点は双方チーム0点とする。
- 第17条 試合結果の連絡  
1塁側ベンチのチームは、翌日の9:30までに当該試合の結果を所定のフォームで提出する。  
HPの会員専用ページへログインし試合結果を送信する。(新聞社及び事務局へ自動送信される)
- 第18条 EDH制の導入 10人攻撃制を実施する
- 第19条 審判の役割分担 球審とボールボーイは3塁側、塁審は1塁側チームが行う

制 定	2010年8月8日
施 行	2010年8月9日
改 訂	2013年4月11日
	2014年4月11日
	2018年3月16日
	2019年3月21日
	2021年3月26日
	2024年3月22日